

総 評 相 第 242 号  
平成 23 年 12 月 22 日

厚生労働省年金局長 殿

総務省行政評価局長

### 老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「日本年金機構のパンフレット（国民年金・厚生年金保険 老齢年金の請求手続きをされるみなさまへ）では、老齢年金請求時に必要な書類として、年金手帳・基礎年金番号通知書、年金証書等を始め戸籍の証明に関しては、「戸籍抄本・戸籍記載事項証明書（戸籍謄本でも可）」を用意するよう案内している。私は、65 歳になる妻の老齢年金の請求手続きのため年金事務所へ出向き、年金手帳、住民票等と併せて戸籍抄本を提出したところ、担当者から、パンフレットには戸籍抄本と記載されているが、請求者が振替加算の対象者である場合、年金給付業務処理マニュアルでは戸籍謄本が必要とされているため、戸籍謄本を取り直して提出するよう言われた。パンフレットでは、戸籍抄本と明記されているのに、改めて戸籍謄本を取り直させて提出を求めることは、申請者に負担を掛ける不当な要求ではないのか。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）における規定及び日本年金機構（以下「機構」という。）のパンフレットの表記どおりに戸籍抄本が提出されたものであれば、申請書の添付書類の要件に適合しており、また、申請に対する審査上も証明書類として不備はないものと考えます。

このため、振替加算の対象者である場合、年金給付業務処理マニュアル（平成 22 年年金給付部長決定要領第 9 号。以下「業務処理マニュアル」という。）に基づき必要な書類として戸籍謄本を求めている取扱いは請求者に無用の負担を掛けていることから、請求者の負担軽減を図るとともに、業務の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、業務処理マニュアルにおいて戸籍謄本が必要としている箇所を改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の措置結果等について、平成 24 年 3 月 31 日までにお知らせください。

## 記

### 1 戸籍に関する証明書類の取扱い

#### (1) 関係法令の規定及び機構のパンフレットの表記

老齢基礎年金の振替加算について、厚生労働省は、「厚生年金保険などの被用者年金制度では、受給権発生時に、老齢を支給事由とする年金（原則として加入期間が20年以上ある者）又は、1級若しくは2級に該当する程度の障害の状態にあることを支給事由とする障害年金の受給権者によって生計を維持されている配偶者がいる場合、その配偶者に加給年金額が加算されることとなっている。この加給年金額は、対象となる配偶者が65歳に達すると配偶者本人の老齢基礎年金の受給権が発生するため打ち切られることとなるが、その代わりに65歳に達した配偶者の老齢基礎年金に「振替加算」として生年月日に応じた額が加算されることとなるとされている（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第14条第1項）」と説明している。

この場合、老齢基礎年金請求書には、国民年金法施行規則第16条第2項第8号ロの規定において、「受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本」を添えなければならないとされている。

また、機構が作成し全国の年金事務所の窓口等で配布しているパンフレットにおいても、請求時に必要な書類の一つとして「戸籍抄本・戸籍記載事項証明書（戸籍謄本でも可）」と表記されている。

#### (2) 年金事務所における取扱い

上記のとおり、国民年金法施行規則の規定上、戸籍抄本とされているにもかかわらず、年金事務所の窓口では、請求者が振替加算の対象者である場合、業務処理マニュアルに基づき、「夫婦の身分関係を確認するためには、戸籍謄本が必要書類である」と説明しており、請求者から戸籍抄本が提出された場合、戸籍謄本の出し直しを求めている。

また、年金事務所では、「戸籍抄本では、婚姻した日と婚姻した者の氏名は分かるが、氏名の一致をもって配偶者と断定することはできない」、「配偶者の生年月日の確認まで行って、配偶者と断定することができる」として、戸籍謄本の提出を求めていると説明している。

### 2 厚生労働省の意見

国民年金法施行規則第16条第2項第8号ロにおいて、老齢基礎年金の請求に当たって、振替加算が行われる者にあつては、受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添付することとされている。

一方、機構が策定した業務処理マニュアルでは、受給権者が振替加算の対象者である場合、戸籍謄本（記載事項証明書）を添付することと記されている。これは、身分関係の確認のため、同規則に定める受給権者及び配偶者それぞれの戸籍抄本の添付に代えて、戸籍謄本1通の添付とすることで請求者の費用負担の軽減を図るためと思われる。

しかしながら、受給権者の戸籍抄本1通とした場合でも他の添付資料の住民票等により必要な事項の確認はできるため、受給権者の戸籍抄本が添付されていながら、配偶者の身分関係等を確認するため新たに戸籍謄本の添付を求めることは、受給権者に対し過剰な要求であったと考える。

御指摘を踏まえて、機構の業務処理マニュアルの修正及び修正内容を年金事務所職員へ周知徹底を図るよう求めることとしたい。

### 3 改善の必要性

老齢基礎年金の請求者が振替加算の対象者である場合、婚姻関係については、請求者（受給権者）の戸籍抄本の「身分事項」の「婚姻」欄に記載されている「配偶者氏名」により、また、生計維持関係については、住民票によりそれぞれ確認することが十分可能であり、国民年金法施行規則の規定及び機構のパンフレットの表記に沿った、戸籍抄本の添付に対して、改めて戸籍謄本の出し直しまで求めることは、合理性を欠くとともに、請求者（受給権者）に対して過剰な負担となっている。

上記1(2)のような、戸籍謄本でなければ婚姻関係を確認できないとする年金事務所の説明は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍の謄本及び抄本に関する理解が不十分なことによるものとみられ、また、国民から同種の苦情の申出を未然に防止するためにも、年金事務所の窓口において、年金請求書の添付書類により何を確認するのか、改めて整理し明確にするとともに、職員にも周知徹底する必要があるものと考えられる。

これに対して、厚生労働省は、上記2のとおり、既に、機構の業務処理マニュアルの修正及び修正内容を年金事務所職員へ周知徹底を図るよう機構に求める方向で検討を進めている。

しかしながら、厚生労働省は、当局からの照会に対して、「戸籍抄本及び住民票をもって身分関係を確認するための情報が十分得られているかなど、その影響等について十分な検証を行った上で、検討を進めていきたいと考えている」旨の中間的な説明のまま、正式な回答を留保してきた経緯があることから、確実な改善を促し、実効の確保を図る必要があるものとする。

したがって、厚生労働省は、請求者の負担軽減を図るとともに、業務の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則に規定されていない「戸籍謄本」の提出を求める過剰な内容となっている業務処理マニュアルを改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。